

令和 年度( 年分所得) 町民税・県民税申告書  
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

年 月 日

多賀町長様

納税義務者

現住所		宛名番号	
1月1日 現在の住所		個人番号	
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	

(1) 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります(所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。

(注意)上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

(2) 申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選択します(☑してください)。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

(3) 翌年以降に繰り越される損失の金額

円

※原則として当該年度の申告期限(3月15日まで)に、この申告書を提出することが必要です。  
ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。納税通知書送達後は、この申告は無効となります。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合は、その後において連続してこの申告書を提出する必要があります。なお、上場株式の譲渡がなかった年も譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。